

桜川市立小中学校適正規模・ 学校給食センターの統合などに ついでにの審議結果が提出

桜川市の小中学校は、少子化の進行に伴い、年々児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでおり、今後同様の状況で推移するものと思われます。また、北学校給食センターの老朽化も著しく、今後の対策が現在課題となっているところです。

このことから、平成20年10月1日桜川市教育委員会から桜川市立小中学校適正規模等検討委員会へ「桜川市立小中学校の適正規模および適正配置に関する基本的考え方および具体的方策について」および「学校給食センター統合に関する基本的考え方および具体的方策について」の2項目を諮問いたしました。11回（毎月1回）の検討委員会が開催され、その審議結果が答申書として、平成22年1月20日桜川市立小中学校適正規模等検討委員会から提出されました。

ご審議いただいた検討委員会委員の方、アンケート調査にご協力いただいた小中学校の保護者の方および地域の区長・副区長の皆様には、ご協力いただき

心からお礼を申し上げます。

概要については、紙面の都合上6月1日号の広報紙に掲載いたします。

なお、桜川市のホームページに詳細が掲載してありますので、ご覧ください。
<http://www.city.sakuragawa.lg.jp>

■問合せ／学校教育課（☎581-5111・7513111代表）



櫻井昇検討委員会委員長（写真右）から答申書を受取る石川教育長（写真左）

「子ども手当」が 平成22年4月から始まりまし

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校終了までの子どもを養育している方に、子ども一人につき月額13,000円を支給する制度です。

子どもの健やかな育ちのために有効にお使いください。

手当は、6月、10月、2月に支払月の前月分までをお支払いします。

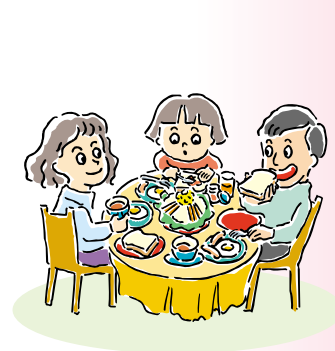
「子ども手当」を受給するには

・出生・転入などにより新たに受給資格が生じた場合は、受給者の住所地の市町村へ認定請求書提出してください。

※原則として認定請求のあった月の翌月分から手当が支給されますので、受給事由が発生したら速やかに請求してください。

・子どもの誕生などで手当支給対象人数が変わった場合は、額改定認定請求書を提出してください。

・公務員の方については、所属庁にお問合せください。



◇3月31日現在で児童手当を受給されていた方

・小学生以下の子どもを養育している方：新たな手続は不要です。

・小学生以下と中学生（2・3年生）の子どもを養育している方：額改定認定請求書の提出が必要です。

◇3月31日現在で児童手当を受給していなかった方

・中学生（2・3年生）の子どもを養育している方または所得制限により手当を受給できていなかった方：いずれも認定請求書の提出が必要です。

■請求書提出・問合せ／児童福祉課（岩瀬庁舎）・総合窓口課（真壁・大和庁舎）（☎581-5111・7513111代表）

有料広告掲載募集中！

お問い合わせは、秘書広報課へ ☎58-5111・75-3111、内線1268

広報 さくらがわ

有料広告掲載募集中！

お問い合わせは、秘書広報課へ ☎58-5111・75-3111、内線1268

広報 さくらがわ